

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年6月30日

京都市長 門川 大作

京都市規則第15号

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第1条第2項の表公共施設マネジメント推進プロジェクトチームの項の次に次の1項を加える。

マイナンバー活用推進プロジェクトチーム	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する制度の円滑な導入及び活用に係る調査, 研究及び企画に関する事務
---------------------	---

第2条第15項中「第22項」を「第21項」に改める。

附 則

この規則は、平成26年7月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)